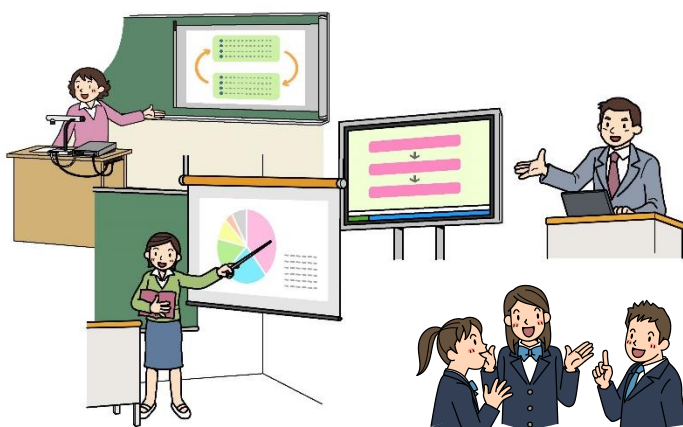


中学校学習指導要領解説Q&A 総 則



教
一
如

教えることは学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

学習指導要領解説Q & Aについて

平成29年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業って?」「知識の理解の質を高めるとは?」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別にQ & A形式でまとめました。

このQ & Aは、改訂された学習指導要領がこれまでとどんなところが変わったのかを中心にまとめています。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

2 Q & A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q5 内容Bの食生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料「じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものゆでることによってかさが異なるものは、多くの量を煮ることができ調理の特性を理解できるようにするためです。

「教科等の目標や内容」、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」等について、Q & A形式で分かりやすく解説しています。

ここには、「答え (Answer)」に係る補足説明や参考資料などが掲載しているので、「答え」の理由や根拠などが分かります。

3 活用法

日頃の授業や校内研修、市町村教育委員会や教育事務所主催の研修会、教科等別の教育研究会等では是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

目 次

- Q 1** 今回の改訂で新設された学習指導要領の「前文」には、どのような内容が記述され、内容構成はどのように変わりましたか。……………1
- Q 2** 「社会に開かれた教育課程」とは、どのように捉えればよいですか。……………3
- Q 3** 教育課程全体で育成を目指す「資質・能力」を、どのように育てればよいですか。……………4
- Q 4** 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは、どんなことですか。……………5
- Q 5** 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、どのような取組が求められていますか。……………7
- Q 6** 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。……………8
- Q 7** カリキュラム・マネジメントの考え方を教えてください。……………9
- Q 8** 学校の教育目標の設定に当たって、どのようなことに留意すればよいですか。……………10
- Q 9** 学校段階間の接続をどのように図ればよいですか。……………11
- Q10** 生徒の発達を支援するためには、どのようなこと留意すればよいですか。……………13
- Q11** 教育課程外の学校教育活動(部活動)はどのように取り扱えばよいですか。……………15
- Q12** 中学校の移行措置のスケジュールや移行措置に関する主な内容を教えてください。……………16
- Q13** 中学校の標準授業時数はどのように変更されますか。……………17

中学校「総則」改訂のポイント

中学校では、平成33年度（2021年度）から新学習指導要領が全面実施を迎えます。中学校の「総則」がどのように改訂されたのか、改訂のポイントを解説します。

「社会に開かれた教育課程」は新学習指導要領が実現を目指す、これからの教育課程の理念です

ポイント① 「社会に開かれた教育課程」を明確化

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、両者が連携・協働して子供たちに必要な資質能力を育むことです。

この考え方には三つの観点があるよ。



- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

自校と社会の関わり方やつながりを考えて、教育課程を編成し、共有・連携することが大切です。



ポイント② 新学習指導要領改訂の方向性を明示

新しい時代に必要となる**資質・能力**の育成と、**学習評価の充実**

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況に対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何できるようになるか

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善



ポイント③ 教育課程編成の六つの視点を設定

学習指導要領が、学校や家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次に挙げる六つの視点から内容を充実・改善しました。

また、各学校が教育課程を軸に学校教育の充実・改善の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことを求めています。



視点① 何ができるようになるか。（育成を目指す資質・能力）

新学習指導要領では、学習内容だけでなく、それを学ぶことで「何ができるようになるか」という視点で、学校教育で育みたい資質・能力を取り上げ、左図に示す**三つの柱**に整理されました。

また、各教科等の特質に応じた**見方・考え方**が各教科の学ぶ意義や資質・能力を育み、学びの深まりの鍵であるとしています。

視点② 何を学ぶか。 （教科等を学ぶ意義と教科、教科間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）

各教科の目標や内容は、育成を目指す資質・能力の**三つの柱**を踏まえて再整理されています。このことにより、今後は学習の成果を「何を知っているか」だけでなく、「何ができるようになるか」にまで発展させ、高めていく必要があります。

視点③ どのように学ぶか。 （各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）

質の高い学びを実現するために授業改善の視点として示されたのが、「**主体的・対話的で深い学び**」です。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の各視点に基づいて授業改善の取組を充実していく必要があります。

視点④ 子供一人一人の発達をどのように支援するか。 （子供の発達を踏まえた指導）

資質・能力の育成には、生徒一人一人の能力・適正、興味・関心、発達や課題などを十分に理解し、その特性に応じた指導を通して、個々の資質・能力を高めることが重要です。また、その実現に当たっては、学校が組織体として全ての教職員が協力して、指導に当たる必要があります。

視点⑤ 何が身に付いたか。（学習評価の充実）

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものであり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進める必要があります。なお、評価の観点は、資質・能力の**三つの柱**に対応して全学年、全教科等で、「**知識・技能**」「**思考力・判断力・表現力等**」「**主体的に学習に取り組む態度**」の3観点になってます。

視点⑥ 実施するために何が必要か。 （学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

視点1～5の教科横断的な取組等を実現させるためには、学校が組織体として力を発揮することとともに、家庭や地域、社会との連携・協働が必要不可欠です。生徒に必要な資質・能力について家庭や地域、社会と共有し、相互に連携・協働する教育課程を編成し、その見直しを図る「**カリキュラム・マネジメント**」の実現が必要です。

総 則

(中学校)

Q 1 今回の改訂で新設された学習指導要領の「前文」には、どのような内容が記述され、内容構成はどのように変わりましたか。

A 1 「前文」には、学校教育の理念とともに、学習指導要領の位置付けや方向性が記述され、内容構成は4章構成から6章構成に変わりました。

1 新設された教育課程の前文の役割

- ・ 教育基本法の第1条と第2条を具体的に示し、これからの時代に求められる教育を実現するためには、学校と社会が連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であることを示している。
- ・ 学習指導要領の定義を明確に示している。
学習指導要領とは、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に必要な教育課程の基準を大綱的に定めたものである。
- ・ 学習指導要領の役割を明示している。
学習指導要領の役割の一つは、学校における教育水準を全国的に確保することである。また、この学習指導要領を踏まえて、各学校の創意工夫や家庭・地域社会との協力により教育活動の更なる充実を図ることの重要性も示している。

総則の構成	
現行学習指導要領	新学習指導要領
第1 教育課程編成の一般方針 第2 内容の取扱いに関する共通的事項 第3 授業時数等の取扱い 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 第2 教育課程の編成 第3 教育課程の実施と学習評価 第4 生徒の発達の支援 第5 学校運営上の留意事項 第6 道徳教育に関する配慮事項

2 各章の主な内容

- 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割**
教育課程の編成と実施、教育評価、生徒の発達の支援と学校運営上の留意事項、道徳教育に関する配慮事項とともに、学校教育を通じて育成すべき資質・能力として三つの柱を示している。
- 第2 教育課程の編成**
各学校の教育目標を明確化するとともに、教育課程編成について基本的な方針を課程や地域と共有すること、教科横断的な視点に立った教育課程の編成について示している。
- 第3 教育課程の実施と学習評価**
「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」として各教科指導上の配慮事項を示している。
- 第4 生徒の発達の支援**
ガイダンスとカウンセリングによる生徒の支援や生徒指導の充実、キャリア教育の充実などを示すと共に「特別な配慮を必要とする生徒への指導」では海外から帰国した生徒への日本語指導や学齢経過者への配慮等を示している。
- 第5 学校運営上の留意事項**
校長の方針のもと、各教職員が連携してカリキュラム・マネジメントに努めることや学校評価の進め方、教育課程の編成と実施に当たって家庭・地域との連携・協働について示す。
- 第6 道徳教育に関する配慮事項**
平成27年に一部改正された学習指導要領の内容について示す。

前 文（新学習指導要領）

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び小学校教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。

総 則

(中学校)

Q 2 「社会に開かれた教育課程」とは、どのように捉えればよいですか。

A 2 新学習指導要領において実現を目指す、基本的な理念です。家庭・地域、社会と自校とのかかわりを捉え、社会とのつながりを考えた教育課程を編成して、共有・連携することで目標の実現を図る教育課程であると捉えることができます。

1 「社会に開かれた教育課程」は新学習指導要領全体に一貫する理念です。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と学校とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくことです。

2 「社会に開かれた教育課程」には三つの側面があります。

Point1

社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

Point2

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。

Point3

教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



地域の人材活用や企業等の外部講師を活用する活動を増やせばいいの？

そうではありません。社会のニーズに学校が対応するのではなく、目の前の生徒が大人になったときに必要とされる力を育むために、学校で行っている一つ一つの教育活動が、地域や社会とどのような関連やつながりがあるかを明確にして教育課程を編成することが大切です。地域や社会と自校の教育活動とのつながりや、自校の教育課程の役割を明確にして、保護者はもとより地域や社会に対して、積極的に説明をすることが求められています。



総 則

(中学校)

Q 3 教育課程全体で育成を目指す「資質・能力」を、どのように育てればよいですか。

A 3 育成を目指す「資質・能力」の三つの柱は、各教科等はもちろん、教科等横断的な力にも共通する要素です。したがって、「資質・能力」は、教科学習のみならず、「総合的な学習の時間」や特別活動等を含む教育課程全体で計画的・体系的に育てる必要があります。

1 「資質・能力」は、三つの柱で整理されています。

これまで学習指導要領には、各教科等で指導すべき学習内容が網羅されてきましたが、新学習指導要領では、単に学習内容を理解することにとどまらず、それを学ぶことで「何ができるようになるか」というコンピテンシーの視点から、学校教育で育てたい資質・能力を取り上げる必要があると考え、この資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱(図)で整理されました。

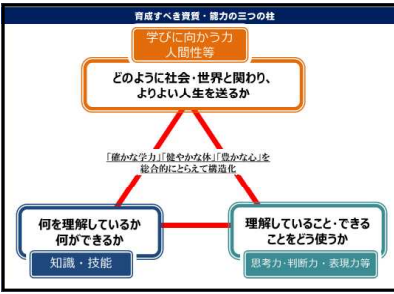
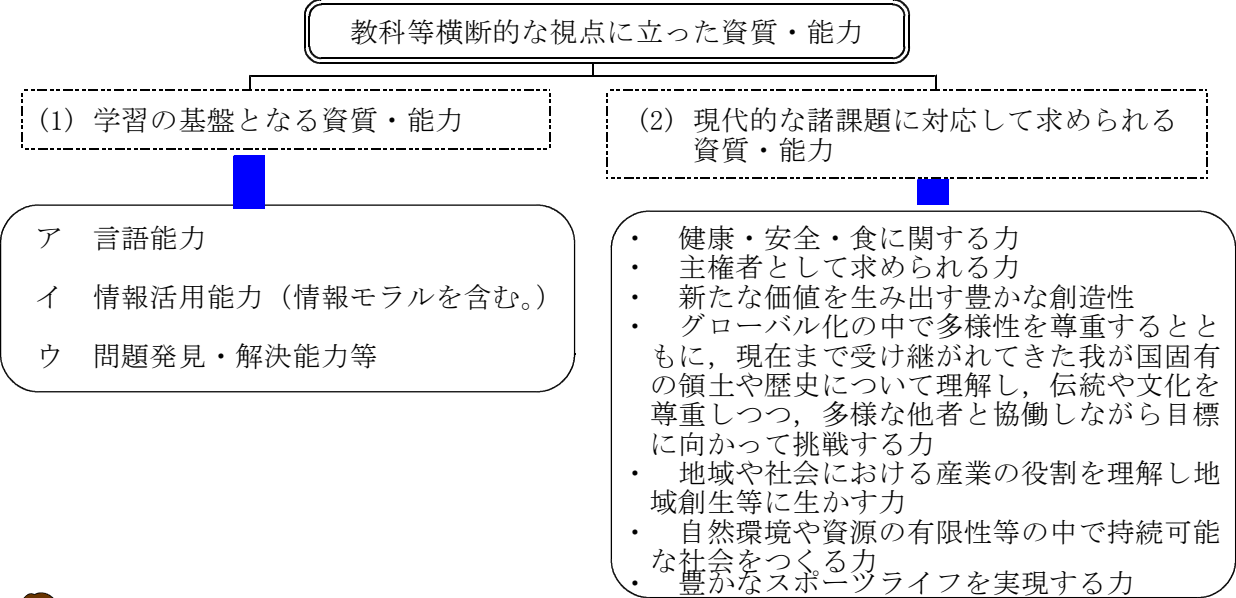


図 育成すべき資質・能力の三つの柱

2 「知識・技能」の質を高めることが求められています。

記憶中心の個別的・事実に知識ではなく、習得した個別の知識を既存の知識と関連付けて深く理解したり、ほかの学習や生活の場面で活用できるような「生きて働く知識」となるよう大切な資質・能力の一つとして位置付けられています。

3 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成が求められています。



「資質」と「能力」はどう使い分ければいいの？
 資質や能力という言葉は、教育基本法第5条第2項に、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」と規定されているように、教育課程に関する法令でも規定されています。しかし、この「資質」については、教育を通して先天的な資質を更に向上させることと、一定の資質を後天的に身に付けさせるという両方の観点をもつものとされていることから、教育を通して育まれるもののどれが資質でどれが能力かを分けて捉えることは困難です。ですから、これまでも学習指導要領やその解説においては、資質と能力を一体的に扱うことが多かったところでもあり、今回の改訂においては、資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記することとしています。

総 則

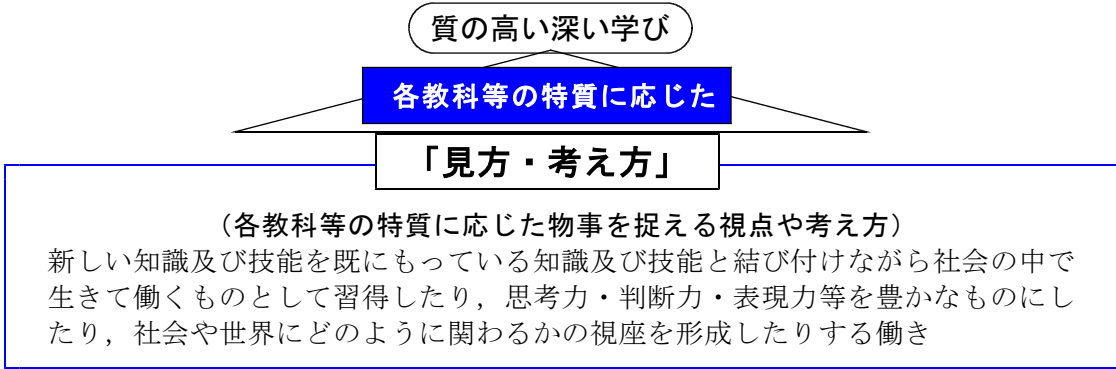
(中学校)

Q 4 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは、どんなことですか。

A 4 各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものです。
その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方のことです。

1 各教科等の学びの深まりの「鍵」としての「見方・考え方」

習得・活用・探究という学びの過程の中で、「見方・考え方」を働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。



- 例 国語科：対象と言葉，言葉と言葉との関係を，言葉の意味，働き，使い方等に注目して捉えたり，問い直したりして意味付ける言葉による見方・考え方
- 例 数学科：事象を数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え，論理的，統一的・発展的に考える数学的な見方・考え方

2 「資質・能力」と「見方・考え方」は相互関係

各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、第四の資質・能力ではありません。したがって、どれだけの「見方・考え方」が身に付いたか評価の対象ではありません。

「見方・考え方」は、右の図の三つの資質・能力を相互に結び付ける働きをしており、相互に支え合う関係です。

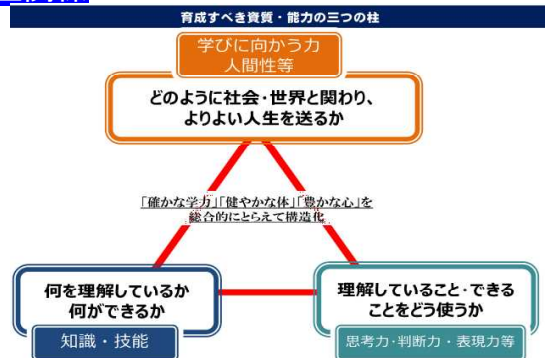


図 育成すべき資質・能力の三つの柱

これまでの「見方や考え方」とは違うのですか？

これまで学習指導要領において、見方や考え方という用語が用いられてきていますが、その内容については必ずしも具体的に説明していませんでした。今回の改訂において、各教科等における「見方・考え方」とはどのようなものかを改めて明らかにし、それを軸とした授業改善の取組を活性化しようとするものです。

（参考） 各教科等の特質に応じた学習活動

学びの「深まり」の鍵となるものとして、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）が、全ての教科等で整理されました。そして、その「見方・考え方」を働かせて、求められる各教科等の学習活動が、以下のとおり示されています。

（国語科）

「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること」

（社会科）

「分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること」

（数学科）

「数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること」

（理科）

「理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること」

（音楽科）

「音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にしたい学習の充実を図ること」

（美術科）

「造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること」

（保健体育科）

「体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること」

（技術・家庭科）

「生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること」

（外国語科）

「具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること」
(注)

（特別の教科 道徳）

「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めること」

（総合的な学習の時間）

「生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること」

（特別活動）

「よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること」

(注) 道徳科については、平成28年7月22日に報告された道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議の資料から抜粋しました。

Q 5 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、どのような取組が求められていますか。

A 5 「主体的・対話的で深い学び」の考え方は、これまでの優れた実践に共通する授業改善の視点であり、特定の指導方法を示したものではありません。
「主体的・対話的で深い学び」の実現については、1単位時間の中で実現を目指すものではなく、単元や題材のまとまりの中で、これまでの実践の成果を生かした指導計画の立案とその計画に基づく授業改善の取組が求められています。

1 「主体的・対話的で深い学びとは、…こんな学びです。」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びのこと

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める学びのこと

主体的な学びとは…

対話的な学びとは…

深い学びとは…

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びのこと

2 各教科等における授業改善見直しの三つのポイント

Point1

「主体的・対話的で深い学び」の三つの視点は、授業実践を通じて、児童・生徒が学んだことを資質・能力の育成につなぐための大切な視点として示されました。

児童・生徒の学ぶ姿から、この三つの視点で、日々の授業を見直すことが、授業改善や指導の工夫につながります。

Point2

「主体的・対話的で深い学び」の三つの視点は、単位時間で全て実現を目指すものではなく、あくまで、単元や題材のまとまりの中で実現を図ればよいのです。

Point3

「主体的・対話的で深い学び」の三つの視点は、それぞれ個別に実現を目指すものではありません。児童・生徒の学びの過程で視点のそれぞれが、相互に影響して実現を図る学びです。

例えば、どんなに生徒が、主体的で、対話的に活動しても、それが深い学びにつながらなければ、やはり学びとしては不十分です。各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせて、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図りましょう。

総則

(中学校)

Q6 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。

A6 観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理する方向で検討されています。

「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれており、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定することとし、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきです。

※ 「学びに向かう力・人間性」の2側面に留意して評価を行きましょう

- ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分
- ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分

※ 各観点は、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面に適切に組み立てていくことが重要です。

※ 観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要です。

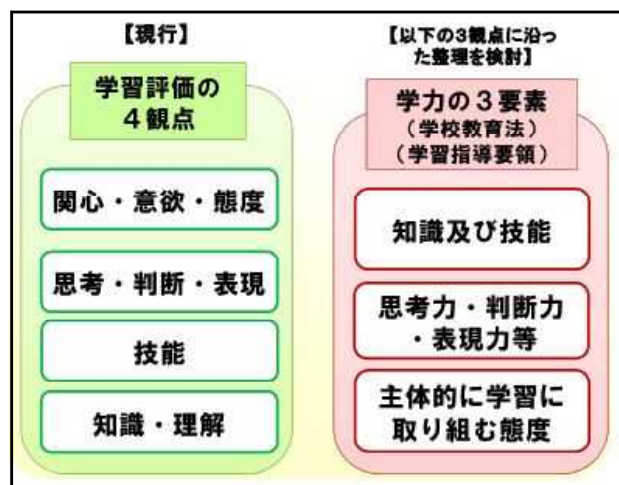


図 学力の3要素と評価の観点との整理

○ 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



図 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

Q 7 カリキュラム・マネジメントの考え方を教えてください。

A 7 カリキュラム・マネジメントとは、どのように教育課程を編成するのか、どのように実施しどのように評価するのか、どのように評価結果を踏まえて学校全体の教育課程の改善を図るのかという、「編成・実施・評価・改善」のPDCAサイクルの管理のことです。

1 カリキュラム・マネジメントの考え方と三つの側面

カリキュラム・マネジメントは、次の三つの側面から考えてみましょう。

POINT 1

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列すること。

POINT 2

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

POINT 3

教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

2 カリキュラム・マネジメントが必要とされる理由

学校環境が急速な変化をするからこそ、見直しのサイクルから少しずつ改善が求められています。そして、教科等横断的な学習や单元などの内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫するために、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善には、カリキュラム・マネジメントの確立が必要不可欠であると考えているからです。このカリキュラム・マネジメントを通じて、学校全体で教育活動の改善を進め、各学校で「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められています。

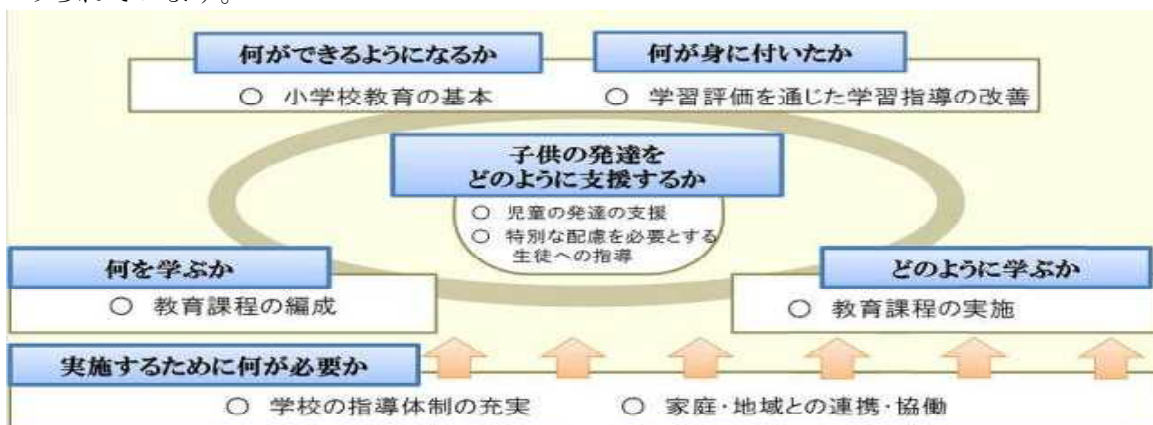


図 カリキュラム・マネジメントのイメージ

総 則

(中学校)

Q 8 学校の教育目標の設定に当たって、どのようなことに留意すればよいですか。

A 8 自校の教育目標を含めて教育課程編成の基本方針について、教職員はもちろん、保護者や地域にも示して、理解を得ることに留意し、社会に開かれた教育課程の実現を目指すことが大切です。

新学習指導要領解説 総則編 第3章2節「1 各学校の教育目標と教育課程の編成」

- ・ 各学校において、教育目標に照らしながら各教科の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、教育目標は具体性のあるものが求められる。
- ・ 学校教育全体及び各教科等の指導を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である。

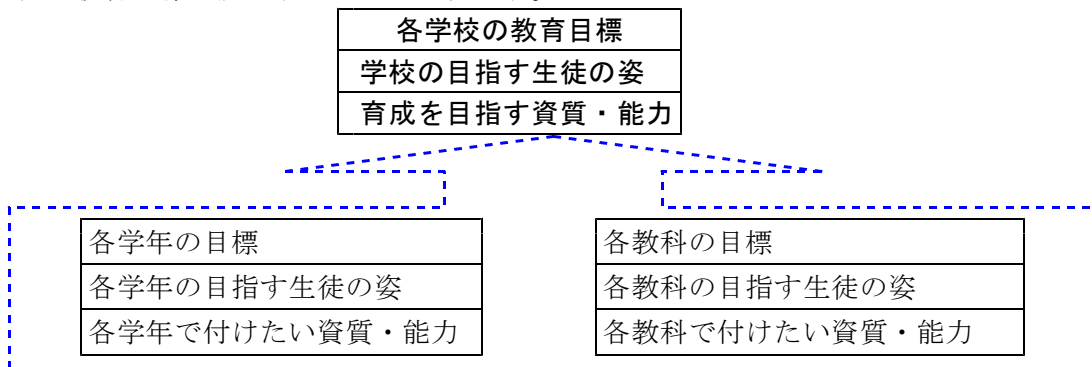
1 学校の教育目標設定の留意点

- 留意点1** 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること
- 留意点2** 教育委員会の規則、方針に従っていること
- 留意点3** 学校としての育成を目指す資質・能力が明確であること
- 留意点4** 学校や地域の実態等に即したものであること
- 留意点5** 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること
- 留意点6** 評価が可能な具現性を有すること

2 学校の教育目標の設定とカリキュラム・マネジメント

各学校では、カリキュラム・マネジメントを通して、学校全体の教育課程の改善につなげることが求められています。そして、教育課程の改善を行う際に、学校の教育目標がどの程度達成されているのかを見極める指標となるのが学校の教育目標なのです。

学校や地域の実態に応じた、具現性を有する、学校が育成を目指す資質・能力を明確にした自校の教育目標を設定することが大切です。



総 則

(中学校)

Q 9 学校段階間の接続をどのように図ればよいですか。

A 9 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の取組を充実させ、連携を図ることが大切です。

1 学校間の連携の充実を図る取組の具体例

事例1

学校運営協議会や地域学校協働本部の会議等の合同開催

各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図りましょう。

事例2

校長・教頭等の管理職が集まる機会の活用

各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、共有し必要に応じて改善を図りましょう。

事例3

教職員による合同研修会の開催

当該中学校区内で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図りましょう。

事例4

同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等の活用

同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・交流を深めましょう。

2 中学校段階で育成すべき資質・能力の明確化

義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、「義務教育段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を重視することが求められています。

3 高校教育との接続に関する特例措置と配慮点

6年間の中高一貫教育を通じた特色あるカリキュラムを編成するための特例措置

① 中等教育学校及び併設型中高一貫教育校における教育課程の基準についての特例

- ア 中等教育学校前期課程及び併設型中学校については、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲内で減じ、当該教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり35単位時間までが限度となっています。
- イ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校については、普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から30単位に拡大することができます。
- ウ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校と中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入替えて指導することができます。
- エ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができます。
- オ 中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導内容の一部については、中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができます。
この場合においては、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができます。
- カ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年における指導の内容に移行することができます。この場合においては、当該特定の学年において移行した指導の内容について再度指導しないことができます。

特例を活用した教育課程を編成・実施する際の配慮点

- (ア) 学習内容の系統性に留意し、学年ごとの各教科等の目標が概ね達成されるとともに、学習指導要領の内容のうち、6年間で指導しない内容が生じることのないよう留意し、各学校段階の教育目標が6年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにします。
- (イ) 生徒の転校や進路変更等に際しては、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど十分な配慮を行います。
- (ウ) 本特例は、中高一貫教育校としての特長を最大限生かし、6年間の見通しを立てた教育課程を編成・実施することを目的とするものであり、この趣旨を踏まえ、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、生徒に過重な負担をかけるものとならないよう十分に配慮するなど、適切に教育課程を編成・実施します。

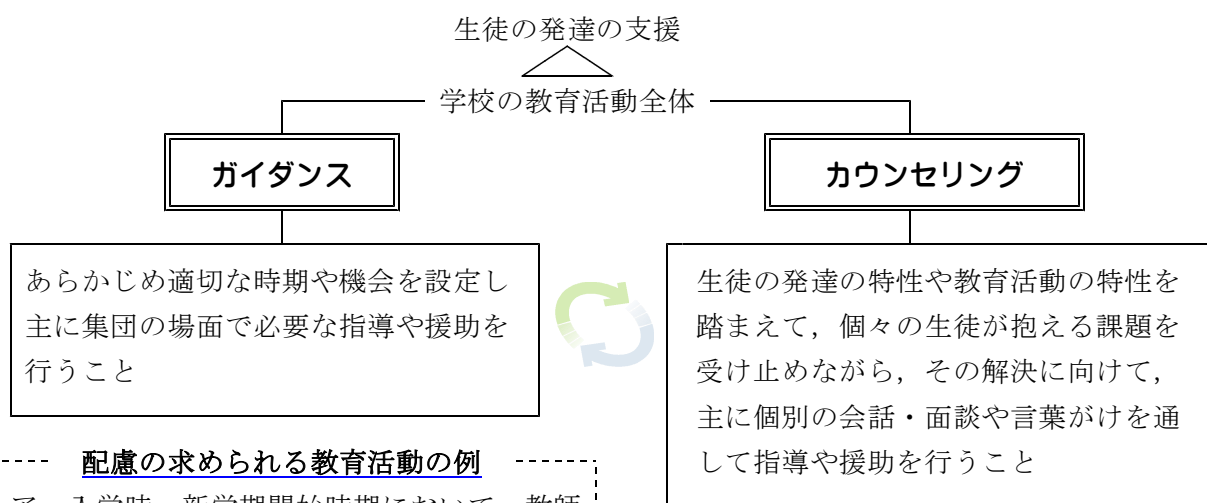
② 連携型中高一貫教育校における教育課程の基準についての特例

- ア 連携型中学校において、必修教科の授業時数を減じ、当該必修教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数の増加に充てることができます。
- イ 連携型高等学校普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から36単位に拡大します。

Q10 生徒の発達を支援するためには、どのようなことに留意すればよいですか。

A10 学級経営の充実とともに、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ることやガイダンスとカウンセリングの実施等、生徒の発達を支える指導を充実させることに留意することが大切です。

1 ガイダンスとカウンセリングの機能の充実



配慮の求められる教育活動の例

- ア 入学時、新学期開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫すること
- イ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること
- ウ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること

留意点

- ア 個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること
- イ 早期発見・早期対応に留意すること
- ウ スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮すること



2 生徒指導の充実

生徒指導とは、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものです。



生徒に対する**多面的・総合的な理解**

- ・ 人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接
- ・ 広い視野から生徒理解を行うこと
学年の教師，教科担任，部活動等の顧問教師，養護教諭等
- ・ 生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めること
- ・ 日頃の人間的な触れ合い
- ・ 生徒と共に歩む教師の姿勢
- ・ 授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導
- ・ 生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度

教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにする

生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現

3 キャリア教育の充実

キャリア教育とは、生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことです。

キャリア教育を効果的に展開するためのポイント

POINT 1

特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る取組

POINT 2

自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

POINT 3

生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための働きかけを行うために、次の点に留意して計画を作成しましょう。

- ・ 校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備
- ・ 職場体験活動や社会人講話などの機会の確保
- ・ 幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）との連携・協働
- ・ 家庭・保護者との共通理解
(産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に応じた情報の提供による共通理解)

総 則

(中学校)

Q11 教育課程外の学校教育活動(部活動)はどのように取り扱えばよいですか。

A11 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒同士が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど高い教育的意義があります。そこで、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図りながら、教育効果を発揮できるように取り組むことが大切です。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に関する取扱いの3ポイント



部活動の意義を十分に理解しましょう。



POINT 1

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるといった意義があります。



教育課程との関連を図って活動しましょう。



POINT 2

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しながら、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意しましょう。



教員の勤務負担軽減の観点から、地域人材や団体との連携を図りましょう。



POINT 3

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行いましょ

総 則

(中学校)

Q12 中学校の移行措置のスケジュールや移行措置に関する主な内容を教えてください。

A12 新学習指導要領の趣旨を実現していくために、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における学習指導要領の特例が定められています。
(平成29年7月7日付、平成29年文部科学省告示第94号「中学校特例告示」)

1 中学校の移行措置のスケジュール

校種 ^年	平成29年3月	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
中学校	新学習指導要領の告示	(移行措置に関する特例の告示)	先行実施 ← (全面実施) 総合的な学習の時間・特別活動	移行措置期間 (全面実施) 道徳、道徳科	→ (全面実施)	全面実施 →

(移行措置期間の中学校の取組の全体的な見通し 平成29年度～平成32年度)

2 中学校の各教科等の移行措置の主な内容

- ア 総合的な学習の時間と特別活動については、新中学校学習指導要領によることとします。(平成30年度～)
 - イ 数学については、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとします。また、それに応じて現行中学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととします。
 - ウ 国語については、新小学校学習指導要領により小学校等で新たに学習することとなる漢字を必ず取り扱うこととします。
また、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加します。
 - エ 理科及び保健体育については、現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を指導学年を前倒して実施することとします。
また、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとします。それに応じて現行の中学校学習指導要領に定める内容の一部を省略する又は適用しないこととします。
- ※ 各教科等の移行措置の具体については、各教科等のQ&Aを参照してください。

総 則

(中学校)

Q13 中学校の標準授業時数はどのように変更されますか。

A13 今回の改訂による各教科等の授業時数に変更はありません。

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

[学校教育法施行規則別表第2 (第73条関係)]

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とします。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を利用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうか教育的な配慮に基づいた判断が必要です。